

令和2年度 篠田学術振興基金助成研究

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター

第12号 目次

【研究ノート】 神社の社会事業とは何か —東京大神宮史の編纂を通じて—	(藤本 頼生)	…… 1
【研究ノート】 戦後における神社・神職の社会活動研究に向けて —宗教法人「神宮」による「開拓農村」の「慰問」活動—	(櫻井 治男)	…… 6
【研究ノート】 私の研究テーマのこれまでとこれから	(宮城洋一郎)	……10
【研究ノート】 『連続・非連続』の視点から見たわが国の社会保障・社会福祉制度の変遷 —論点整理とこれからの研究構想—	(山路 克文)	……12
会員の主な業績／購入図書を紹介		……14

研究ノート ■ 神社の社会事業とは何か —東京大神宮史の編纂を通じて—

藤本 頼生 (國學院大學 准教授)

筆者が「神社・神道の社会事業とは何か」を考え始めてから20年余を経た。その研究成果の一部は、平成21年に上梓した『神道と社会事業の近代史』(弘文堂)に収録されており、神道福祉学、あるいは神道社会事業史と称される研究領域の構築のための基礎研究の蓄積および編著書、学術論文等の成果を発表してきた^{*1}。同書の刊行後、筆者が平成23年4月に國學院大學神道文化学部の教員へと転任してから早10年が経過したが、神職養成教育にかかる日々の学務の多忙さや、神社の管理や宗教法人の運営など自身の担当する授業科目にかかる研究課題への学術成果の発信等を優先してきた結果、その後の神道と福祉にかかる研究業績をなかなか積み重ねることができないままに時が過ぎた感がある。その間も関連する社会事業と神社神道にかかわる研究は続けてきたが、昨年10月に久しぶりに機会を得て関東大震災の折に震災復興に尽力した神職に関する学術論文を日本学協会の『藝林』誌に掲載することができ^{*2}、自身の研究テーマの原点に立ち戻った神道社会事業史にかかる調査研究ができる喜びを感じている次第である。着々とはいえず、細々かつ遅々とした歩みではあるが、今後も当該研究のパイオニアである櫻井治男先生の教導のもと、後進の研究

者育成とともに神道福祉学構築への道を引き続き模索し続けていきたいと考えている。

神道と福祉、あるいは皇室と福祉研究に直接関連する話題ではないが、筆者は昨年、4月に創建140年を迎えた東京大神宮(東京都千代田区)の一般向けに発刊する神社史の編纂に携わる機会を得た^{*3}。同宮の創建自体は、明治13(1880)年4月の東京皇大神宮遷座の奉祀ではあるが、その基点となった明治5(1872)年10月の神宮司庁東京出張所の設置以降、神宮教(神宮教院)、財団法人神宮奉斎会、宗教法人東京大神宮と運営組織の変遷はあるなかで、日比谷大神宮とも称された時代も含め、戦前・戦後の大神宮の事業、社会活動の歴史に改めて目を向ける機会を得たことは、筆者自身、近代神道史の研究のみならず、神道と福祉にかかる研究の上でも大きな糧を得るに至っている。また、本稿では直接触れることができないが、東京大神宮は創建以来、皇室とも関わりの深い歴史を持っており^{*4}、本稿は、そのような経緯から東京大神宮という一社の歴史を通じてであるが、140年の歴史のなかで行われた事業の一部を紹介しつつ、神社の社会事業について考えてみたい。

1 神宮教・神宮奉斎会の事業と 神前結婚式

東京大神宮は、昭和21年に財団法人神宮奉斎会本院の奉斎殿をもとに宗教法人として設立されたが、前身組織である神宮奉斎会が組織替えする以前の神宮教（明治15年5月～明治32年9月）時代に同教管長の田中頼庸の主唱によって神宮教（神宮教院）を事務局、高瀬真卿を院長とする児童自立支援施設の神宮教院感化院（のちの東京感化院）へ明治18年から19年にかけて月額130円を助成するなど、社会事業への関与がなされていた時期があったことが知られる。この点については、西村みはるや西川順土が着目し、筆者も前掲の拙著にて明らかにしたところであるが^{*5}、この感化院への出資には、神宮教初代管長で自身も宇都宮監獄の教誨師を務めていた元神宮大宮司の田中頼庸の功績が大きかったと考えられている。しかしながら、大正12年9月の関東大震災において有楽町に鎮座していた神宮奉斎会本院（日比谷大神宮）の建物が火災で焼失、倒壊するに至り、残念ながらこの神宮教院感化院に関連する神宮教の史資料は残存していない。

今回、筆者が着目するのは、神宮教院感化院ではなく、田中退任以降の神宮教、神宮奉斎会、東京大神宮の諸種の事業である。神宮教の教化活動については近年、武田幸也が『近代の神宮と教化活動』に纏めたものが知られているが^{*6}、神宮教は明治32（1899）年に財団法人神宮奉斎会へと組織替を行い、教派神道の14派の一派から明治31年に施行された民法に基づく公益法人へと移行し、法人組織の在り様も一変する。神宮教後期の時代には、現在の國學院大学の母体であった財団法人皇典講究所の事務および財務に賛助し種々の財務整理を行うことで、神職養成機関の維持と財団・学校経営の健全化に尽力しており、さらには皇典講究所と協力して学寮を設置して神宮教各校を國學院大学の別科的な取り扱いとして飯田橋に開校、教育事業にも尽力していた時代もある。

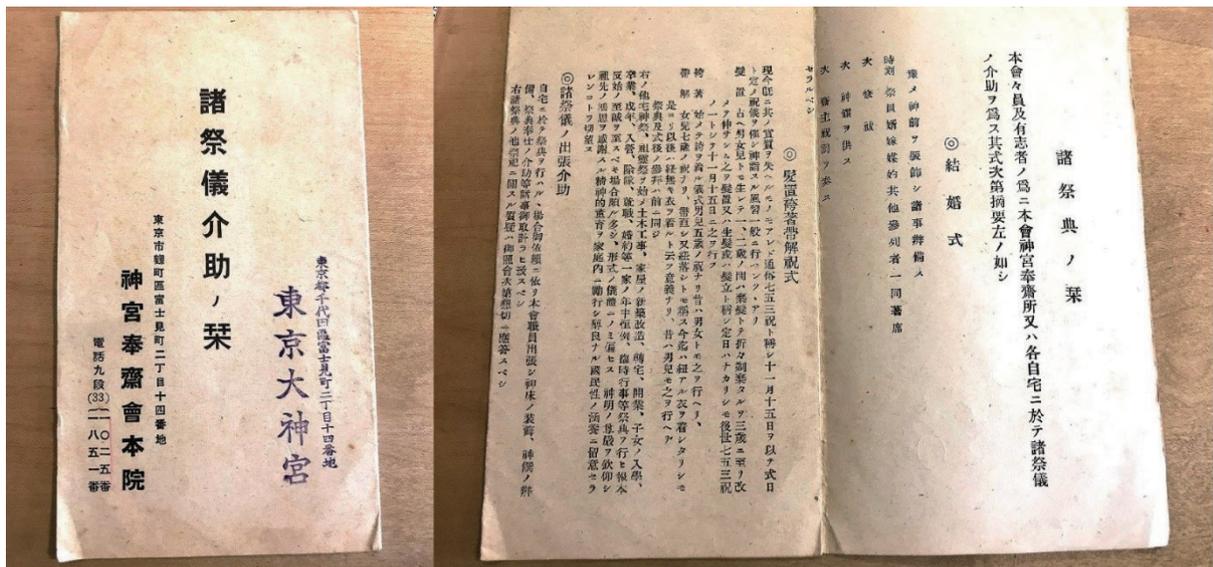
また、東京大神宮といえば、「東京のお伊勢さま」と称されるが、これ以外にも神前結婚式の創始のお宮、えんむすびのお宮としてその名を知られている。神前結婚式の創始の宮として知られるのは、神宮奉斎会へと衣替えしてから2年後の明治34年に前年の明治33年5月10日に斎行された皇太子嘉仁親王（のちの大正天皇）と九条節子妃のご成婚に際して、現在の原型となる神前結婚式を考案し、34年3月3日と5月24日に模擬神前結婚式を斎行した。とくに5月24日の斎行は、財団法人神宮奉斎会国礼修行部附属の礼法講

習会と称して、実践女学校の下田歌子らの協力を得て神宮奉斎会の事業として実施した^{*7}。その後、この模擬挙式に参列し、感銘を受けた海軍軍医総監の高木兼寛らの尽力にて同34年7月21日に初の神前結婚式を斎行したことに因むものである。この神前結婚式の創始の後、神社社殿内で行わない、いわゆる簡易・簡便・移動型の略式の神前結婚式、つまり永島式と称される神前式も登場する^{*8}。関東大震災にて焼失し、しばらく神前挙式が斎行できなかった日比谷大神宮に代わり、結婚式を挙げる場所を失った新郎新婦のために、ホテル内に多賀大社を祀り、美容室・写真館を設置して結婚式から披露宴までを一貫して執り行う「ホテル結婚式」の原型を作り上げたのは帝国ホテルであるとされるが^{*9}、同ホテルをはじめとするホテルの挙式場での神前挙式を含めて、一般に広く神前結婚式が受け入れられるようになるのは、大正末期、関東大震災以降のことである。明治末から大正期は、華族や社会的地位の高い人々の神前挙式が多く、挙式費用もやや高額であった。戦後は、神前式の挙行が、近代化のなか各家庭で一般に行われる人前結婚式からホテルや宴会場などを用いて披露宴を行うような形式へと転換する一つの契機となり、高度経済成長期以後は神社や教会、寺院、あるいはホテルの一室などを用いて現在のような形で、広く誰しものが結婚式を行うことができ社会に普及することとなった。その起点が戦前期の神宮奉斎会の神前結婚式の創始にあるという点では、国礼修行部の事業に社会的な意義があったといえよう。

加えて、神宮奉斎会では、財団法人の事業として、神宮奉拝のための祭儀や神宮大麻の頒布を行う他に、国典の攻究、国典儀式に関する書類の編集、講師又は

表1 神宮奉斎会本院における国礼介助の回数
（『東京大神宮沿革史』より筆者作成）

	婚礼式	諸礼式	葬祭式	慰霊式
大正14年	1,384	20	9	43
昭和元年	1,282	25	8	40
昭和2年	1,309	31	6	35
昭和3年	1,312	35	5	41
昭和4年	1,121	38	3	29
昭和5年	1,194	34	4	47
昭和6年	1,324	25	14	57
昭和7年	1,046	36	21	37
昭和8年	1,146	31	5	24
昭和9年	1,037	30	7	27
昭和10年	1,080	32	10	29
昭和11年（11月まで）	1,502	35	17	32



神宮奉齋会が自宅等での結婚式などの祭儀の方法を記した『諸祭儀介助の栞』（昭和初期のもの 著者所蔵）

講書を発遣し、国典及び人倫の道を講演、国礼の教習と国礼の介助を行っていたが、講演事業や国典研究など社会教育的なもののほか、宗教にかかる儀式を含まない諸祭儀・儀礼の介助を行っていた点が挙げられる。この諸儀礼の介助は、日常交際の礼作法を指導し、一般的な儀礼の介助、挙式に際しての介添、新婚礼式、誕生式、葬祭等に対して出張教授、礼法の範を示すことで、正しい礼法の普及に努めたもので、一般への礼法、儀礼普及の功績があったと考えられている。表1に掲げたように、神宮奉齋会本院（東京）の大正末から昭和11年までの国礼（婚礼、諸礼、葬祭、慰霊各式）の介助数は年間千件を超えており、終戦時まで全国に23ヶ所あった地方の神宮奉齋会支部や28ヶ所あった奉齋所の活動も含めるとその数は、さらに増えるものと推測される。なお、神宮奉齋会本院は、諸分野の先学の顕彰や慰霊祭を行っていたことでも知られるが、昭和58年までは警視庁の殉職者を祀る弥生神社（現千代田区北の丸公園内の弥生慰霊堂）の祭祀も担当しており、公機関の慰霊にかかる祭儀に対しても関与していたことが挙げられる。

2 大神宮の戦後の社会活動と福祉事業

現在でも全国各地でも神社境内の一部が児童遊園（児童公園）となっているケースがあるが、神社神道と福祉との関わりから考えると戦後、保育園や学童施設（放課後の一時預かりなど）を運営している神社とともに児童福祉への取り組みの一つであるといえよう。児童遊園は児童福祉法に基づく福祉施設で分類上

は児童厚生施設の一つと考えられており、児童館などもこれにあたる^{*10}。

大神宮でも、昭和27年11月に戦後の混乱期の中で、満足な広場や遊び場に恵まれない子供たちのためにブランコや滑り台、砂場など児童遊具を完備した「大神宮遊園地」を整備していたことが知られている。この児童遊園は、千代田区が整備した区立の公園ではあったが、区との協議のもと覚書を交わして東京大神宮が32坪（約105・79㎡）の境内地の無償貸与を行ったことで実現したものである^{*11}。その設立の由縁から区立公園にもかかわらず「大神宮」の名を冠していた。1年9か月後の昭和29年8月に境内地に隣接した道路拡張工事の実施のために、覚書に基づいて施設設備は撤去されることとなり、惜しまれつつも閉園することとなったが、時期的なものを考えると昭和25年8月に結成された大神宮子供会とともに神社の子育て支援の活動としては、先駆的なものであったと考えられる^{*12}。その他にも児童合唱団や千代田区内の小学校の書初め展なども活動もあるが、60年余後の平成27年11月、東京大神宮は、ミキハウス子育て総研（大阪市北区）が子育て世帯にも親しまれる神社として、50以上の評価基準のうち40以上をクリアした神社に認定する「ウェルカムベビーの神社」の第一号認定を受けている^{*13}。同宮ではこれ以外にも文京区にある御園を使って日本女子大学との共同のもとに子供から大人まで世代を超えた農業体験などを実施しており、都心部においていかに子供らとの関わりを持っていくか模索しているが、こうした点では、戦後間もない時期からの事業を受け継ぐものの一端であるといえよう。

また、東京大神宮では、前身の神宮奉斎会で創始した神前結婚式にかかわる事業の一環として、昭和 27 年 10 月に東京大神宮結婚相談所を開設した。この相談所の開設は、厚生省の優生結婚相談所が戦後、閉所となったため、その事業を引き継ぐ形で新たに発足したものである。同様の相談所としては、同時期に明治神宮の結婚相談所（明治記念館内）と東京都結婚相談所があったが、戦後、公益法人が結婚相談所を開設するのは、著名なものとして財団法人日本青年館（現一般財団法人日本青年館）が昭和 55 年に日本青年館結婚相談所を開設しており、それよりも 28 年前に東京大神宮が相談所を開設していたこととなる。初代所長には厚生省優生結婚相談所に在籍経験があり、結婚に関する著作も多いことでも知られる山際よしこ女史が務め、その名声と献身的な尽力によって年間相当数の婚約成立を挙げていたとされる^{*14}。お見合い結婚が激減した現在はこうした結婚相談所の活動は行われていないが、神社の行う社会貢献活動、社会活動として考えるのであれば、相談所の事業は重要な事業の一つであったと考えられる。

結婚相談所については、現在、全国の地方自治体（各市町村）の社会福祉協議会において、結婚相談事業（結婚相談所運営事業）の名称にて社協の事業として結婚相談所が開設されて活動が行われており、その点では福祉事業の一端とも考えることができよう。

結婚相談所は、各地の神社においても開設しているケースがあるが、神社本庁では昭和 34 年に神職養成（神職資格取得のため）の学科目の一つである神道教化概論、神道教化概説の教科書として刊行した『神道教化概説』（庄本光政著、神社新報社）のなかで、福祉施設の一つとしてその名が登場しており^{*15}、その後、刊行された『改訂・神道教化概説』（庄本光政・渋川謙一著、神社新報社）のなかでも教化事例の分類の中に、社会事業、社会教育的施設に関するものとして、結婚相談所が掲げられている^{*16}。加えて全国の包括神



東京大神宮鳥居前正面

社に対して神社庁を通じて毎年実施している各種統計調査（機関誌である『月刊若木〈旧『神社本庁報』〉』に収録）のうち、「福祉事業（旧社会事業）実施件数」の項目の中に保育所や生活相談所、授産所など 12 項目の中に結婚相談所と児童遊園が統計調査項目に含まれている。児童遊園は、平成 27 年の段階で全国に 187 ヶ所存在する^{*17}。この統計調査については既に國學院大學の石井研士が神社本庁の依頼により、平成 23 年に『月刊若木』統計調査報告書』として昭和 25 年から平成 21 年までの間の数値を分析したものを取りまとめており、結婚相談所についても現在、18 数か所が神社施設内で開設されている^{*18}。社会福祉協議会の事業の一つとはなっているものの、社会福祉にかかる学術研究の定義の上で、結婚相談所が厳密にみて福祉事業のなかに包含されるものか否かについては異論もあろうが、少なくとも神社界では、神道教化活動の一環として福祉事業を位置付け、その事業の一つとして、施設数を 60 年以上の長きにわたって調査してきたことはまぎれもない事実である。

おわりに

以上、東京大神宮の歴史のなかで、同宮が行ってきた様々な社会活動のうち社会事業、福祉事業との関連がある活動について僅かではあるが紹介を試みた。

筆者は、東京大神宮という一社の歴史ではあるものの、その中にも社会事業史研究に関わる事業を窺い知ることができたことは大きな収穫であったと考えている。国礼の介助や神前結婚式の創始は、神宮奉斎会の会長も務めた篠田時化雄の尽力によるものであり、その人物の思想についても研究を進めていかなければならないが、同宮以外の全国の各神社の歴史の中にも、神職の活動も含めて社会事業に関連するような活動も窺い知ることができるのではないかと考えており、そうした活動の掘り起こしをいかに進めていくかは課題である。筆者はこれまでも『戦後神道界の群像』（神社新報社）にて長崎の銀の星学園の創設者である寺田猛など一部の神職の事績を取り上げてこれを著したものの、同書の掲載に至った人物は僅かであり、篤志にて社会事業に尽力した神職の全体像を窺うことは今後の課題となっている。全国の各神社の神職の中には、現在も篤志にて同朋の神職や地域の人々と協働しながら、震災復興や風水災害での被災地への支援など、神社への復興支援を中心に幅広く社会貢献活動を行っている方々もおり、そうした神職の活動の一つひとつを窺うことでも、神社・神職の社会事業とは何か、宗教

の社会貢献とは何かを考えることができるものと思う。

かつて庄本光政は、その著書である『神道教化概説』（昭和34年）のなかで、社会事業とその歴史、社会事業の知識、神社界と社会事業について20頁を割り、神社における社会事業との必要性を縷々述べているが、庄本は「神社界における社会事業の現況が、キリスト教界、仏教界に比して著しく低位にあることは之を認めなくてはならない。その理由は神社はそもそも祭祀のための施設であり、神社そのものが地域社会組織化のための施設であつて、歴史的に慈善事業乃至社会事業の経営主体としての性格と異なる性格に立つものであつたこと、殊に明治以降の神社行政が神社を社会事業の経営者として認めない方針をとつて来たことに起因するものといふことができやう」と述べ、「しかし郷土の発展を期し民生の安定を念じ、万人のための幸福を希ふ神社が、その社会的活動の一分野としてこの方面に寄与すべきことは当然であり、殊に広い境内を有する神社においては祭典時の使用や神域の尊厳保持に支障なき限りにおいてこの方面の適切な活用は今後益々その度を加へるものと考へられる^{*19}」と今後の可能性を指摘している。庄本のこのような指摘からすでに60年余を経た現在、全国各地の神社では、様々な社会教化事業が展開されている。無論、各事業のなかにどれほどの福祉的な事業が含まれているのかどうかという点もあろうが、寺院や教会とは異なる神社ならではの社会事業、福祉事業を考える上でも今後も種々の調査研究を継続していきたいと考えている。

【註*1～*19】

- *1 大谷栄一との編著である『地域社会をつくる宗教』明石書店、2012年、のほか、拙稿「子育て支援と境内地の活用—神道的福祉実現の場としての神社の可能性—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第1号、2009年、113～128頁、など。
- *2 拙稿「近代における震災復興と神社・神職の様相」『藝林』69巻2号、令和2年10月、130～152頁。
- *3 東京大神宮に関する新たな神社史は、錦正社から令和3年4月刊行の予定である。
- *4 東京大神宮の前身である東京皇大神宮彦拝殿は、明治天皇の勅裁を得て創建された神社であるほか、大正天皇は嘉仁親王殿下の時代、度々参拝された宮でもある。神宮教時代の総裁は賀陽宮殿下であり、創建にあたっての十一宮家との関わりや、近年では黒田清子様など戦後も皇籍を離脱された皇女の結婚式の奉仕など皇室との関わりが深いお宮である。

- *5 拙著『神道と社会事業の近代史』第二部第二章、319～380頁。
- *6 武田幸也『近代の神宮と教化活動』弘文堂、平成30年。
- *7 この経緯については『東京大神宮沿革史』東京大神宮社務所、昭和35年、166～168頁に詳しい。
- *8 永島式結婚式については、一例として山田慎也「結婚式場の成立と永島婚礼会」『国立歴史民俗博物館研究報告』第183集、2014年3月を挙げておく。
- *9 「帝国ホテル、1泊1万2000円で利用できる1日10室限定の宿泊プランを販売」『日経速報ニュースアーカイブ』、2009年10月23日13:40配信。
- *10 シリーズ・21世紀の社会福祉編集委員会編『社会福祉基本用語集（五訂版）』ミネルヴァ書房、2004年、100頁。
- *11 「さようなら大神宮遊園地」『読売新聞』昭和29年7月30日朝刊、6面。
- *12 神社本庁の統計調査では調査を開始した昭和25年段階では児童遊園は0ヶ所で、28年までにかけて全国で500ヶ所にまで増加する、その後、昭和58年に1939ヶ所まで増加するが、平成20年頃までは300ヶ所程度であったが、現在は200ヶ所程度となっている。その点では大神宮の遊園地は、戦後、初期の児童遊園と考えられる。
- *13 「子育て支援で神社を認定 ミキハウス子育て総研」『日本経済新聞』平成27年11月7日、夕刊3面。
- *14 「結婚相談所利用の手引き」『読売新聞』昭和29年2月22日朝刊、5面。
- *15 庄本光政『神道教化概説』神社新報社、昭和34年、141頁。
- *16 庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』神社新報社、平成6年（第5版）、140頁。
- *17 神社本庁編『月刊若木』では、平成27年までは「神社活動に関する全国統計」の統計調査項目に児童遊園があり、平成21年には327か所存在していた児童遊園であるが、平成27年には187か所まで減少している。現在は児童館・児童遊園の調査項目そのものが削除されており、現在の数値は不明である。
- *18 神社本庁『月刊若木』統計調査報告書』平成23年、58頁では、平成20年代まで80か所以上の結婚相談所が神社施設内で開設されていたが、神社本庁編『月刊若木』852号附録（令和2年5月号）掲載の「神社活動に関する全国統計」9頁では結婚相談所は18か所となっており、この10年余で激減したことが明らかとなっている。
- *19 前掲庄本『神道教化概説』140頁。

戦後における神社・神職の社会活動研究に向けて —宗教法人「神宮」による「開拓農村」の「慰問」活動—

櫻井 治男（皇學館大学 名誉教授）

はじめに

太平洋戦争の終結を転機として、神社・神職の制度上の位置は大きく変化した。戦前期は所轄の政府組織に変遷はあるが、「神社」は「一種特別ナル公法人」^{*1}として、「神職」(神官<神宮>・神職<官国幣社以下神社>)とともに内務省神社局(のち神祇院<昭和15年設置>)が管掌するところであった。しかしながら、この状況は、昭和20(1945)年12月15日に発出された神道指令により廃止され、伊勢の神宮をはじめ全国神社は、同月28日施行の「宗教法人令」(のち昭和26年4月3日「宗教法人法」公布・施行)による「宗教法人」として出発するところとなり今日に至っている。そして、現在、多くの神社(約8万社)は、伊勢の神宮を「本宗」と仰ぐ宗教法人・神社本庁(昭和21年2月3日設立)の被包括法人となっている。

戦前期の神社・神職は制度上「宗教」の圏外にあり(宗教としての「神道」と区別されていた)、原則として宗教活動(葬儀など)を行うことは制限され、一般的に仏教やキリスト教と比較すると「宗教理念」に基づく社会事業、福祉事業・活動への関わりが薄いと見られている。この点については、「宗教活動」や「福祉事業・活動」をどう捉えるのか、また「関わり」の薄さという意味が如何なる場面をもって評価されているのかなど改めて確認しつつ、実際はどのような領域に関わりをもち、「日本宗教」としての社会的役割を果たしていたのかを検証する必要がある。

また、戦後、宗教法人となった多くの神社は、神社本庁のもと「神道教化」という観点から対社会的活動と向きあうこととなった。もちろん、戦前期においても「神社には又多数の氏子崇敬者があつて、神官神職は之等氏子崇敬者と神祇との間に立ち、氏子崇敬者を神に帰し奉る聖務を有するものなることを忘れてはならぬ。茲に於てか神官神職は神明奉仕に専念すると共に、氏子崇敬者と常に密接なる連絡をとり、小学校青年団等と手を握り、或は入隊當時の神社参拝、社頭に於ける早起会、農産物品評会、生徒学芸品展覧会、小学校等に於ける神徳発揚講演会の挙行開催等を為し以つて御神徳を神社の内外より輝かさしめ奉らなければ

ならぬ」^{*2}として、神明奉仕のみならず対社会への活動が意識されていたところである。

こうした認識が戦前と戦後とでどのような違いを見せるのか、宗教制度の変革に伴って新たな展開が神社界においてなされることとなったのか、さらには社会的活動が如何なる領域へと及んでいたのか、そこには何らかの限定性や限界性、あるいは他の宗教とは異なる意識や行動の特徴が認められるのかなど、今後丁寧な検討がなされることによって、神道と福祉の関係性が明確化されるのではないかと考えられる^{*3}。

本稿では、その一端として、戦後、一宗教法人として新たな歩みを始めた神宮(伊勢神宮)における対社会的活動・福祉活動の状況を振り返り、その活動が果たした役割や意味を考える材料を探ってみたいと思う。

1. 神宮における 社会活動・福祉活動の開始

戦後における神宮の社会活動・福祉活動については、明治維新100年を振り返る主旨で刊行された『神宮・明治百年史』に宇仁一彦禰宜(当時)が「神徳宣揚」活動という観点から総括されており^{*4}、本稿はその一部の内容を敷衍するだけに過ぎないが、各活動には戦後社会における神宮の位置・立場、神宮神職の意識や積極的な取り組みなど注目される点があり、当時の神社界の当該分野への動向を窺う上でも見逃せない事柄といえよう。

昭和21(1946)年2月1日、神宮は宗教法人令に基づく組織と看做され(勅令第70号)、同日付で神宮にかかる官制(関係規則は13法令に及ぶ)が廃止された(勅令第71号)。これに伴い、2月2日には神宮司庁の組織体制が改められ、新設の文化課が博物館・図書館の経営、図書出版とともに「その他公益文化事業」を扱うこととなった。その後、昭和28年7月1日に文化課が廃止され教化局(教導・教学の2部制:昭和28年7月1日~42年3月31日)として体制拡充が行われ、従前の文化課で担当されていた「教化」に関わる事項が教導部の所管となった。教化局は昭和42年3月末で廃止され、教化事業は「総務部弘報課」(現

在、広報室)へ引き継がれるという変遷を見ている。

教化局時代の福祉領域への活動形態を見ると、大きくは(1)神宮(神職)が「外へ出て」行われた場合と、(2)人々を神宮の「内へ迎えて」実施されていたこととに区分できよう。そして(1)(2)の内容が広報誌『瑞垣』⁵などを媒体に発信されていた。いま一定の期間継続的に行われ、また一部であるが現在に続く活動を示すと次の通りである。

- (1)①「よい子の会」の活動、②「開拓農村」の慰問、
③社会福祉施設の慰問等
- (2)①「延寿神楽」の奏行、②「児童福祉祭」の斎行

以上のうち、(2)①(延寿神楽)は昭和24年3月27日に第一回が行われた行事で、以降は、毎年晩春初夏の候に、旧神領(伊勢市及び周辺郡部)居住の高齢者へ「延寿杖」が授与された。また9月15日の「老人の日」には伊勢市養老院への慰問がなされていた。(2)②は宇仁論文では取り上げられていないがここへ収めた⁶。現在も「児童福祉祭」(5月5日)、「延寿大々神楽」(5月下旬)が行われており、前者は「子供の日にあたり、健やかな成長と幸せを祈る御神楽を奉奏し、和紙製の『鯉のぼり』を授与します」、後者は「伊勢市在住の数え年80歳以上の高齢者を招待し、ますます健康で長寿を重ねられるよう御神楽を奉奏し、今年80歳を迎える方々には『延寿杖』を授与します」として案内がなされている⁷。

(1)①「よい子の会」は文化課員が中心となり、有志と共に結成された会で、日曜日に神宮司庁の庭(当時は、宇治浦田町にあった。現在の神宮道場)で1~2時間「紙芝居」を行うことから始まったとのことで、3年ほど続けられた。また児童福祉週間(5月5日~11日)には市内で巡回紙芝居が行われており、「外へ出る」活動となっていたことがわかる。

子供を対象とした期間限定の活動としては、他に「夏休み木陰の集い」が内宮・宇治橋前の仮徴古館(倉田山の本館は戦災を受け修補中)前庭で昭和25年~27年まで実施されていた。但し、こうした児童を対象とした「教化事業」は27年7月の五十鈴川幼稚園の神宮移管を期に終了されている。幼稚園は、大正4(1915)年5月に宇治山田青年会第一部会により設立され、その後、宇治奨学会の経営、宇治4か町(館町・今在家町・中之切町・浦田町:園の所在は中之切町)の経営(昭和13年より)を経て神宮へ移管された⁸教育施設である。

いずれにせよ、戦後間もない頃の状況を鑑みると、児童福祉の領域へ目が向けられたことは、当時の日本

社会における児童への支援(昭和22年12月・児童福祉法制定)の流れに沿うものであったといえよう。

2. 開拓農村への慰問

ところで、神宮において大きな力が注がれた活動として、三重県内の「開拓農村」を神職がグループを組み訪問して「励まし」支援が行われていたことに注目される(前掲(1)②)。活動の主旨は、宇仁氏によれば「困難なる事情の下に再起を旨として奮闘して居ります開拓農村に対しては社会一般の関心極めて薄く、近来は何ら慰問激励の挙も無い模様で実に同情に堪えません」(下線…櫻井)との認識のもと、昭和23年5月26日に立案され、その年の夏から始められている⁹。この慰問活動は、開始から9年目の昭和31(1956)年8月をもって完了とされ、その全体像については『瑞垣』に宇仁氏が「開拓団の慰問をおえて」(31号、昭和32年1月)としてまとめられており(併せて「慰問地一覧表」あり)、さらに『神宮・明治百年史』へ全文が再録されている。

開拓地訪問の主旨は前述の通りであるが、着想の当初は、「開拓地児童の夏期休暇中の無聊を慰め、児童を通して開拓者を激励しよう」ということで、「よい子の会」を主催していた「若い職員」が7、8月に2~3人が一組となり訪れていた。9年間で76か所の開拓団(1743戸)への巡回訪問となっている。

活動内容としては、「紙芝居」「童話」「バイオリンの演奏」のほか、時には伶人による笙・箏の合奏も行われた。神宮当局からは慰問品として「御紋菓」「お菓子」「学用品」(筆入、クレヨン、帳面等)「家庭用品」(タオル或いは石鹸)が贈られた。当時の「よい子の会」メンバーを見るとバイオリンを得意とされた神職の名前もあり、各人の特技を生かした手作りの活動であった面も窺われる。

訪問先での様子は、宇仁氏の報告(『瑞垣』31号)のほかに、記事の分量差はあるが年度ごとに報告が掲載されており、今後はそれらを含めて検証して行きたい。なかでも筆者が関心を有している問題の一つは、新たに形成された開拓地における宗教事情、特に神宮に対する当時の人々の意識、またコミュニティー内において神社や寺院あるいは何らかの形で宗教がどのような役割を持ち、人々のwell-beingの問題と関わっていたかという点である。

訪問先には、「満州のハルピン附近に天理村を建設していた人々で、引き揚げて此の地をふるさとと定め入植した」(『瑞垣』31号、44頁)開拓団、あるいは

は「開拓地の中央に敷地を設け、神宮大麻を祀る神祠が建てられており、毎月お供えをするということであった。何れは団の神社を建てたいという声も、あちこちで出ていた」(同 45 頁) という状況も報告されている。こうした訪問先が、70 年余を経た現在どのような形で存在するのかなど問いかけることも必要であると考えている^{*10}。

3. 訪問先の開拓団について

敗戦直後の日本における国土開拓のあり方について、『戦後開拓史』^{*11}によれば、占領下という条件のもと、厳しい経済下でいかに多数の失業者、海外引揚者の日々の糧を保障するかが緊急の問題であり、開拓という観点からは「いかにして失業者に土地を与え飢餓をまぬがれさせるかが問題であった。単に食糧増産・失業救済というよりも飢餓開拓というのが適当なほどの相を呈していた」とされる。そして新天地での開拓と新生活の建設をめざし「共同生活・共同開墾・共同経営・協同組合活動などを通じて新農村の建設が進められた」ところではあるが、発端期における戦後開拓の特色としては、「土地条件の劣悪」さであり、水田耕作とは違って「技術的におくれた畑作を中心とした開拓」を進める必要があったとされる(以上同書、1 頁)。また、開拓地の気象や土地の条件にもよるが、入植方式などの計画が十分でないなかでの緊急性など、「入植後 7 年、8 年の歳月を経て地力がほぼ形成されてくると地元農家や既耕地を追いぬくようになる。しかし、そこまでゆきつかぬうちに、力つきて離脱する農家や、放棄されて荒廃に帰する新墾地が多かった」(同書、43 頁)と指摘されている。

三重県における開拓状況がどのようなものであったかについては、開拓 5 周年を記念して『三重県における開拓の成果』^{*12}が刊行され、そこには「開拓農業協同組合及び開拓団一覧表」(昭和 26 年 10 月現在)が掲載されている。なお、この一覧は『三重県史 資料編 現代② 産業・経済』(平成 4 年 366 - 371 頁)にも再録されている。

いま、県作成の一覧と神宮の記録とを比較すると、数値上若干の相違が見られるのは、県側資料が昭和 26 年 10 月時点であり、神宮側資料は昭和 31 年度までの記録による差とも見られるが、開拓地の移転が行われていた場合もあり、こうした推移を辿りながら検証する必要がある。

表 2 を見ると、神宮神職の「慰問」活動は、県内の開拓地をほぼ網羅する状況であったことが窺える。当

表 1 (年度別神宮の慰問状況)

年 度	団 数	戸 数
昭和 23	6	272
24	5	228
25	6	194
26	5	147
27	5	134
28	9	184
29	12	176
30	15	268
31	13	140
計	76	1743

時の事であるから交通手段も十分ではなく(3、4 里も歩いたという場所もある)、さまざまな「慰問品」を携えての訪問にはかなり不便さが伴っていたことと推察される。しかしながら、そうした状況にもかかわらず、一般の関心がかなり薄く、厳しい環境にある開拓地の人々に「寄り添う」活動が続けられていたことは特色ある点と考えられる。

表 1 は年度別の訪問団数であるが、そこに示したように、昭和 28 年以降は訪問団数が増えている。同年は、第 59 回式年遷宮が斎行されたが(同 24 年の予定が延引)、神宮において遷宮という重要な営みに心血がそそがれる時にあって、9 年間に及ぶ「慰問」活動のなされてきた重みは、もっと注目されてよからう。

おわりに

戦後、神宮神職の発意と組織的バックアップによる「開拓地慰問」が果たした意義や役割を簡単に論じることができないし情報不足も多い。しかしながら、今後はこのような活動がなされていたという事実について、その内容の掘り下げと訪問先の状況調査など研究を進め、神社界における福祉活動の諸検証が出来ればと思う次第である。大方のご教示をいただければ幸いです。

表2 郡市別開拓団数と戸数 三重県資料（昭和26年10月）／神宮資料（昭和32年1月）

市・郡	三重県資料		神宮資料	
	団数	戸数	団数	戸数
桑名郡			1	60
員弁郡	5	78	5	76
三重郡・四日市	8	229	8	238
鈴鹿郡・鈴鹿市	10	245	12	359
安濃郡・河芸郡・津市	6	103	5	100
一志郡・久居市	10	179	11	275
飯南郡・松阪市	5	65	4	60
多気郡	9	174	7	160
度会郡・宇治山田市（伊勢市）	4	101	3	94
志摩郡・鳥羽市	5	104	11	155
阿山郡・上野市	5	76	5	76
名賀郡・名張市	4	59	3	59
北牟婁郡	1	25	1	31
南牟婁郡	1	2		
計	73	1440	76	1743

【註*1～*12】

*1 岡田包義『神祇制度大要』（昭和11年〈12年3版〉政治教育協会）、29頁。

*2 全上、191頁。

*3 藤本頼生「神社神道の福祉事業史—神社本庁の教化活動を中心として—」（『平成13年度・14年度皇皇館大学特別研究費報告書 戦後における神社界の福祉活動に関する基礎的研究』平成15年3月）参照。

*4 宇仁一彦「戦後の神徳宣揚活動」（『神宮・明治百年史 下巻』昭和45年、神宮司庁文教部刊、205～231頁）。なお、本書は当初上中下・補遺の4巻として刊行されたが、昭和62年に上下2巻として神宮文庫より複製された。複製にあたり、内容配列や若干の資料補填など行われたが、宇仁論文が扱った内容に関する補記はない。

*5 『瑞垣』は戦前期に神宮神部署より発行されていたが（昭和6年8月・第1号～同18年・27号）、戦後23年11月に再刊されることとなり、タブロイド判で出され、第12号（27年10月）より冊子形態となった。『瑞垣 総索引 創刊号～232号』（平成28年、神宮司庁）が刊行されている。

*6 「児童福祉祭」は昭和23年12月23日の「神宮規則の一部改正」により、歳旦祭・成人祭・祈年祭・神楽祭・天長祭・憲法記念祭・神御衣祭・風日祈祭・月次祭・大麻頒布始祭・神嘗祭・文化祭・新嘗祭・勤労感謝祭・遷宮祭・日別朝夕大御饌祭とともに祭祀とし

て行われることとなった。但し、昭和48年3月1日に、成人祭・御鍬祭・海幸祭・神楽祭・蚕糸祭・憲法記念祭・児童福祉祭・文化祭・勤労感謝祭は廃止され、同日付で「一般崇敬者と特に関係ある日及び1月15日・立春の日・2月11日・4月5日・4月15日・5月5日・秋分の日」に両宮神楽殿にて特に神楽を奏行す」として、5月5日の子どもの日（祝日）に神楽が行われることとなった。以上は神宮司庁編『神宮史年表』（平成17年、戎光祥出版）による。

*7 神宮の公式ホームページより（令和3年2月28日確認）。

<https://www.isejingu.or.jp/ritual/annual/event.html>

*8 『伊勢市史』（昭和43年〈57年再版〉）、305頁。

*9 註4、宇仁論文212頁。

*10 『三重県史 通史編 近現代2（下）』（平成31年、三重県）に「三重県の戦後開拓事業」（175～184頁）として開拓事業の全体像と各地区の様子が述べられており参考となる。現在では廃村状況となっている地区も窺われる。ちなみに、宇治山田市（現、伊勢市）の開拓団に関して、神宮側資料では昭和31年に8戸（浦田町）を慰問されているが、三重県側の資料では開拓団3戸（桜木町）となっており、状況は未詳である。

*11 『戦後開拓史』（昭和42年、全国開拓農業協同組合連合会）。

*12 昭和26年、三重県農地部農地開拓課。

宮城 洋一郎（種智院大学 特任教授）

平成 25（2013）年 4 月にスタートした「皇室と福祉」研究会は、8 年の歳月を重ねてきた。この間、私は「明治期の災害と恩賜金」をテーマに、いくつかの研究成果を公にしてきた。ここで今一度振り返り、これからの方向性を考えてみたい。

平成 25 年の研究会発足時に、まず皇室の福祉事業を支える恩賜金の動向について、史料の上から明示する必要があるとの認識を得たことである。特に、磐梯山噴火による支援にあつて、恩賜金が重要な役割を果たしたことが、すでに先行研究で明らかにされてきた。そこで、その確認と明治期全体を通じた動向を探るべく、宮内庁宮内公文書館での恩賜録の閲覧と撮影を実行することとした。この作業から恩賜金が被災地に配付された際に、当該の県知事からの礼状やどのように支出されたかなどの報告書が添付されていたことがわかった。

このような配付のながれから、配付された地での状況をさらに深めていく必要があるとの理解に立ち、当該地の公文書館での調査へと歩を進めた。岐阜県立歴史資料館（平成 26 年 8 月）、宮城県立公文書館（同 27 年 2 月、同 28 年 2 月）、岩手県公文書館（同 29 年 3 月、9 月、同 30 年 9 月）、福島県立歴史資料館（同 30 年 9 月、令和元年 8 月）等々と出張を重ねた。この間、史料調査に高い実績を有する櫻井治男先生のご指導を受けたことは、誠にありがたいことであった。

このような経緯で、筆者は、磐梯山、濃尾震災、東北地方大凶作など明治期の災害を対象に恩賜金配付に関わる報告をまとめることができた。それらの要点を簡潔に述べると、恩賜金が配付された地域の被害状況等に応じてさまざま救済・復興施策に充てられ、それぞれに成果をもたらしていたことである。そして、この恩賜金が先行研究でも明らかにされているが、国民的関心を引き起こし、多大な義捐金を集めていくことにつながった。これにより、地域限定的な災害が全国的な支援を得て、復興していくという構図を作り出していくことになった。この構図の中核に恩賜金が位置していたと理解できる。

そして、先述した平成 27 年 2 月から令和元年 8 月に至る数次の東北三県（宮城、岩手、福島）での史料調査がこれからの私の研究の深化を促す重要な要素となった。

明治 38（1905）年秋の東北地方大凶作における恩賜金配付に関し、筆者は県ごとの配付状況を検討したが、それぞれの施策がより意味を有するものであることを提示するためには県ごとの救済・復興施策の比較検討を通じて、その相違点や特色を明らかにする必要があると考える。ここに、第 1 の課題がある。

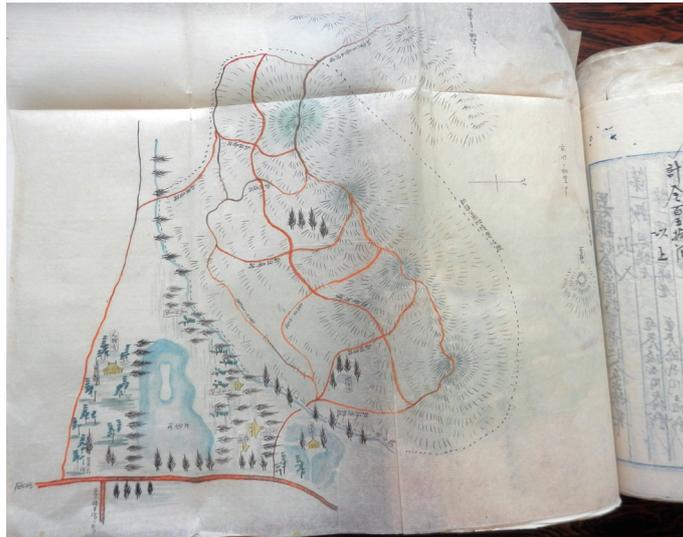
そして、その相違点とともに、さらに検討すべきことが、三県それぞれにこの恩賜金をどう受け止め、被災者に届けられたかを詳細に比較してみることであ



宮城県公文書館で資料調査中の筆者



旧不動堂村史跡（宮城県遠田郡美里町）



岩手県西磐井郡平泉村「恩賜記念公園」計画図・岩手県庁文書『明治三十九年恩賜記念事業関係』（整理番号 41）

る。この点については、恩賜金の配付に関する規程が三県にあるが、町村ごとの「交付式」についての記録も残されている。宮城県の場合は、十分な史料が確認できていないが、岩手県、福島県では詳細な記録が残されている。これらの比較を通してさらに深めていくべきと考える。というのも、両県にみる記録は、恩賜金拝受について型どおりの文言を記しているが、郡によっては参列者の記述などもあり、比較することでより実態的な部分にアプローチできる可能性があるのではないかと考えている。ここに第2の課題がある。

第3の課題が、恩賜金が配付された県、郡、市町村等の行政側の問題である。そこには、恩賜金が被災者に十分に届かず、不信感をあらわにするという「上申書」が残されている。この訴えは、宮城県公文書館での調査で、櫻井先生が目にとめた文書がきっかけとなっている*。そこに、恩賜金を巡るもう一つの問題があることに気づかされたのであった。

この問題については、さらに岩手県では、新聞記事となってその事業への批判が述べられている。また、福島県では義捐金とも絡んで、村長らの不正を追及する文書がみられた。これらの史料を改めて比較検討して、恩賜金をめぐる問題を解く鍵を見出していくべきであろう。

さらに第4の課題についても述べておきたい。それは、岩手県の恩賜金に関わる植林事業の中で、西磐井郡平泉村では毛越寺に「恩賜記念公園」の設置事業を計画している（上図参照）。毛越寺では中世の遺構を

めぐる発掘調査が数次にわたって実施され、報告書も出ているが、管見の範囲では、明治期のこの事業に関わる点についての言及がなく、実際に現地で確認すべきとの思いを持っている。また、福島県では、恩賜金への謝意を込めた恩賜田の造成や植林がなされている地がいくつかあり、それらがどう伝えられているか検証してみたいところである。いずれも、当時にあつては大変な感激とともに語られていることから、現地踏査してみるべきではないかと考えている。しかし、コロナ禍もあつてその手立てを具体化できないままとなっている。

以上、4点の課題を挙げて、これからの研究の方向性を述べた。容易ならざるところも少なくないが、恩賜金が被災地にもたらした影響について考えていくべきことを提起する次第である。

【註】

*この文書については櫻井治男「資料紹介 明治三十八年宮城県遠田郡不動堂村における恩賜金下賜にかかる係争関係資料」（平成28年度 学校法人皇學館・篠田学術振興基金助成研究 近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター第2号、平成28年3月）、および同（承前）（同ニュースレター第3号、同年9月）参照。

研究ノート 『連続・非連続』の視点から見たわが国の社会保障・社会福祉制度の変遷 —論点整理とこれからの研究構想—

山路克文（鈴鹿大学 教授）

はじめに—論点の整理—

上記テーマをライフワークとして設定してから10年以上が経過している。これまでこのテーマの各論としていくつかの小論や報告を行ってきた。このテーマを設定するきっかけとなったのはGHQの占領政策において、GHQが当時の日本政府に発していた指令文書（SCAPIN775）のタイトルの邦訳である。すなわち“Public Assistance”を当時の日本政府は、なぜ「公的扶助」と訳さず「社会救済」と訳したのか、という疑問であった。^{*1}

筆者は、複数の占領期研究の文献を確認してみたが、明確な論拠をもってその訳の正当性を主張している論文に接することができなかった。このようなことがきっかけとなり、それぞれのキーワードの思想的基盤に関心をもつようになった。その過程で、いわゆるわが国の「近現代史研究」には、「連続・非連続」という論点があることを知った。^{*2}

すなわち、社会福祉制度において「連続・非連続」の意味するところは、第2次世界大戦後のGHQの占領政策が、民主化政策の一環として社会福祉制度の再編を図ったという意味合いで「非連続」という言葉が使用され、逆にGHQの占領政策を容認しつつもその中に日本の伝統的価値観を蘇生させることで、戦後の日本社会の再興を図ったという意味合いで「連続」という言葉が使用されている。

そこで、筆者は、先のSCAPIN775のタイトル「Public Assistance」を「公的扶助」と訳した場合と、「社会救済」と訳した場合に何が違ってくるのかという点に関心をもった。

前者の場合は、戦後の社会福祉制度体系化がGHQの占領政策下で誕生した「日本国憲法」とくに第25条に法的基盤を有し、人権擁護が何よりも優先され、いわば「はじめに人ありき」の制度体系で出発したと解釈できることである。

後者の場合は、社会福祉制度体系の中心が、「措置制度」であったことを踏まえると、社会福祉の基本は「家族扶養」を第1義として、その家族扶養の限界の

程度と内容に応じて、措置制度が家族扶養の補完・代替として機能するように設計されている。そして、その法的根拠は、民法第877条における「扶養義務者」がそれにあたり、扶養義務者とは、家の存続にかかわる重要なキーパーソンである。

戦後の高度経済成長を支えた「日本型雇用慣行」は、企業を大きな家＝家族ととらえているところから見ても、「はじめに国＝家ありき」という日本の伝統的な家族扶養観を基盤とする思想であるといえる。

この仮説を前提とすると戦後日本の社会福祉制度体系の思想的基盤が違う状態で、制度が作り上げられているところにわが国の制度の複雑でわかりにくいという特徴があるといえる。これを筆者は、便宜上「ダブルスタンダード」と呼んでいる。

戦後の社会福祉制度は、このようないわば「矛盾」を抱えながら、社会福祉基礎構造改革後の2000年5月社会福祉法の成立までじつに50年余りも続いた。

以上のような問題意識を踏まえて、下記のテーマの考察を行う予定である。

1. 「1950（昭和25）年「社会保障制度に関する勧告」と1960年「国民皆保険」体制

第2次世界大戦後の「社会保障・社会福祉制度体系」は、1950年に当時の社会保障審議会の答申「社会保障制度に関する勧告」が出た。主題は日本国憲法第25条を実現するための法的な手段の体系にあった。

そのなかで社会保障制度と社会福祉制度の関係性については、社会保障制度の方法を「社会保険」方式、社会福祉の方法を「公的扶助」方式として提言している。この考え方の背景には、1942年の「ベバリッジ報告」があり、それに準拠した内容になっている。

政府は、1958年5月総選挙を控え、当時の自民党の選挙公約には1960年には国民皆保険を実現すると掲げ、当時の社会党は3年間で国民皆保険を完了させると選挙公約を掲げており、いわゆる55年体制下の保革2大政党が同じような公約を掲げて1960年に国

民皆保険が制度化した。当時、制度化の牽引者は自民党が岸信介、社会党は三輪寿壮（当時分裂していた社会党を纏上げた中心人物であり、岸の盟友と言われている。）であった。*3

しかしながら、岸の政治思想は、雨宮も指摘するように「統制された経済のもとでの福祉の構想」であり、ドイツ型の社会保険を想定していた。雨宮は同じ論文のなかで「こうして日本における社会保障、福祉、ナショナルミニマムなどの政策は、国家社会主義的発想による国防国家派をメインとする総力戦体制によってすすめられ、戦後もそれが継承され、その潮流は保守党内にビルドインされた。」と述べている。*4

つまり、いわゆる「福祉国家」体制が1960年に一応形作られたものの、「社会保障制度に関する勧告」と実現した「国民皆保険」体制の思想的基盤には隔りがあった。

以上のような論点を踏まえて、「1955体制下の社会保障・社会福祉制度の考察」を小論としてまとめてみたい。

なお、関連するテーマとしては、下記の2つが今後の研究構想である。

2. 「『日本型雇用慣行』とわが国の『福祉国家体制』—いわゆる「小さな政府」で済んだ福祉国家体制—」
3. 「『日本型福祉社会』の源流と現在—貫かれている「自助・共助」体制—」

【註*1～*4】

*1 本論を作成するにあたり、下記の資料を読み返したところ、以下のことが分かった。

仲村優一（占領期社会福祉研究特別委員会委員長）、吉田久一（同副委員長）編「占領期における社会福祉資料に関する研究報告書」財団法人社会福祉研究所 1979

同書のSCAPIN775のタイトル「Public Assistance」の訳をめぐり、同書編者より以下のような注釈がある。「主題名『社会救済』の原語は、パブリック・アシスタンス（公的扶助）であるが、当時の厚生省による訳語のままとした。」とある。（121頁）

同書は、指令文書が、原文と邦訳が平行して掲載されており、SCAPIN775（1946年2月27日）は「社会救済」と訳されているが、その後の指令文書では、

“Public Assistance”が「公的扶助」と訳されているものが多い。筆者の推測の感は否めないが、その原因を注意深く探っていくと、邦訳を担当した当時の官僚が複数存在し、それぞれの認識で使い分けているような印象を受けた。

後に、当時のGHQの公衆衛生福祉局長であったC.F.サムの回想録（「DDT革命」竹前英治編訳1986）に「われわれは後になって知ったのだが、日本語には英語のパブリック・アシスタンス（公的扶助）の概念にあたる語がなかったのである」と述べている。

*2 「連続・非連続」については、学説的なものというよりは、それぞれの研究者が自分の関心領域を論証する説明概念として用いているようである。

例えば、野口悠紀雄は著書「新版1940年体制さらば戦時経済」（東洋経済新報社）の第3章第1節「われらが出生の秘密 3 連続説対不連続説」で以下のように述べている。「…占領軍による戦後改革が経済面において旧体制を完全に打破したとはいえない。多くの改革はあったものの、基本的な体制は「戦時体制」の連続であった。それらは、戦後改革に対する「逆コース」として復活したのではなく、終戦時からの源流として継続していたのである。」（16頁）

野口は、社会福祉に関する直接の論及はないが、終戦当時（注1）のサムの見解にもあったように、「公的扶助」という概念が理解されず、戦前の社会事業等を引き継ぐかたちの制度設計が必要であったことは容易に想像できる。たとえば、戦前の方面委員制度や、行政の下請け機能を期待した「社会福祉法人制度」や「社会福祉協議会」等は連続性の濃い制度であるといえる。

*3 鯨岡 仁は著書「安倍晋三と社会主義—アベノミクスは日本に何をもたらしたか—」（朝日新書2020）の「第1章『統制経済』と『福祉』のDNA」のなかで、「安保改定の印象から保守政治家とみられている岸。だが、いまにつながる年金・健康保険制度をつくったという事実は見落とされがちだ。」（57頁）

*4 雨宮昭一「岸信介と日本の福祉体制」（現代思想 vol.35-1 2007 青土社）157頁）

報告 会員の主な業績

■ 井上兼一

「近代日本の歴史教科書における『神武天皇』像」

清水潔監修『神武天皇論』 檀原神宮庁（発行）国書刊行会（発売）、2020年4月

■ 宮城洋一郎

「明治38（1905）年東北地方大凶作と福島県—恩賜金の配付をめぐる問題点—」

『東北社会福祉史研究』第38号、令和2（2020）年3月

「叡尊の戒律復興と福祉実践」

『淑徳大学 長谷川仏教文化研究所年報』第44号、令和2（2020）年3月

報告 購入図書リスト

著者	書名	出版社
戦後開拓史編集委員会	戦後開拓史（完結・資料編共3冊）	
栗田英彦、塚田穂高、吉永進一	近現代日本の民間精神療法 不可視なエネルギーの諸相	国書刊行会

寄稿をお待ちしております

ニューズレター発行にあたり、研究会会員の皆様には「自己紹介」「活動報告」「会員業績」のご寄稿をお願いします。不定期発行ではございますが、寄稿のご予定は随時受け付けておりますので、メールにてご連絡ください。お待ちしております。